【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年７月４日
【会社名】	株式会社　南日本銀行
【英訳名】	The Minami-Nippon Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　齋 藤　眞 一
【本店の所在の場所】	鹿児島市山下町１番１号
【電話番号】	鹿児島（099）226－1111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員人事総務部長　　坂口　典明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町１丁目９番16号　丸石第二ビル８階 株式会社　南日本銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）3258－7311
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　　西前　真宜
【縦覧に供する場所】	株式会社　南日本銀行　熊本営業部 (熊本市中央区下通１丁目７番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神２丁目14番２号)

1【提出理由】

2022年６月24日開催の当行「第114期定時株主総会」において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年６月24日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式　１株につき金25円00銭　総額　201,144,450円
Ａ種優先株式　１株につき金60円30銭　総額　180,900,000円
Ｂ種優先株式　１株につき金87円74銭　総額　74,579,000円

なお、この場合の配当合計額は456,623,450円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年６月27日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金　91,324,690円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　91,324,690円

第２号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第３号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）に基づき、株式会社整理回収機構に対して、Ａ種優先株式を発行しています。そして、Ａ種優先株式には、普通株式を対価とする取得条項（一斉取得条項）が付されており、2024年４月１日に一斉取得日が到来することとなります。そのため、当行は、Ａ種優先株式の普通株式への一斉転換に伴う普通株式の希薄化を回避すべく、Ａ種優先株式の償還による公的資金の早期完済を目指しております。

今般、Ａ種優先株式の償還のために必要となる利益剰余金の確保が見込まれる状況となったため、Ａ種優先株式の償還に向けて、会社法（平成17年法律第86号）第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本件は当行貸借対照表の資本の勘定の振替のみを行うものであり、純資産額に変動を生じるものではなく、また株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものでもありません。

なお、資本金の額の減少については銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく当局の認可が前提となります。

(1) 減少すべき資本金の額
資本金の額20,851,420,085円のうち7,500,000,000円を減少し、資本金の額を13,351,420,085円とします。なお、減少する資本金は、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少すべき資本準備金の額
資本準備金の額11,750,156,000円のうち7,500,000,000円を減少し、資本準備金の額を4,250,156,000円とします。なお、減少する資本準備金は、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日
2022年9月29日（木）

第４号議案 取締役８名選任の件

齋藤眞一、市坪功治、正野和広、濵口直也、吉留昌彦、田中暁爾、野間俊美、西山芳久の８氏を取締役に選任するものであります。

第５号議案 監査役２名選任の件

永山在紀、與倉昭治の２氏を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第１号議案 剰余金処分の件	59,113	261	0	(注) １	可決　94.22
第２号議案 定款一部変更の件	59,132	242	0	(注) ２	可決　94.25
第３号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件	56,037	249	0	(注) ２	可決　93.94
第４号議案 取締役８名選任の件					
齋藤　眞一	59,109	265	0	(注) ３	可決　94.22
市坪　功治	59,110	264	0		可決　94.22
正野　和広	59,111	263	0		可決　94.22
濵口　直也	59,105	269	0		可決　94.21
吉留　昌彦	59,106	268	0		可決　94.21
田中　暁爾	59,106	268	0		可決　94.21
野間　俊美	59,109	265	0		可決　94.22
西山　芳久	59,097	277	0		可決　94.20
第５号議案 監査役２名選任の件					
永山　在紀	52,265	7,109	0	(注) ３	可決　83.31
與倉　昭治	59,099	275	0		可決　94.20

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案の可決又は否決が明らかになったため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以　上